


所管部課	子育て支援部 保育課	部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市保育料徴収規則の一部を改正する規則について			
		区分	○ 1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市子ども・子育て支援法施行細則		
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正に伴い、改正後の細則と整合を図るために、東大和市保育料徴収規則に規定する保育料の算定に用いる税額控除の適用に係る文言等の整理を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>保育料の算定のために用いる「市町村民税所得割課税額」について、当該規則に基づき計算する規定から、子ども・子育て支援法施行規則の規定に基づき計算する規定に文言整理する。</p> <p>(2) 施行日 公布の日（平成30年4月1日から適用）</p> <p>(3) 影響及び効果 なし</p>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。